

新型コロナウイルス感染等による面会制限の緩和について

新型コロナウイルス感染対策として面会制限を実施しておりましたが、5月8日から次の場合に限り、必要最低限の面会を許可します。

- 医師・看護師等から来院要請があった場合
- 入院・退院・転院で付き添いが必要な場合（患者様がお一人では困難な場合）
- 入院患者自身より「面会者申込書」が提出された場合

《面会にあたり守っていただくこと》

- 「面会者申込書」の提出が必要です(入院患者様からの提出となります)
- 最大2名（親族・身元保証人など）まで
- 面会時間は15分程度といたします。（午前11:00～午後4:00迄の間）
- 2階病棟ナースステーション前のデイルームを使用してください。
病室に入ることはできません。
- 37.0℃以上の発熱、咳、のどの痛みなどの症状がある場合は面会をお控えください。
- 1階で手指消毒を行い、院内では不織布マスク着用をお願いします。
- 着替えや日用品のお渡しは1階受付にてお申し出ください。
看護師が対応に参ります。

上記取り扱いは行政からの指示により、変更となる場合がありますので
ご了承ください。

院内感染防止のため、ご協力をお願いいたします。

令和6年10月 病院長